



印 刷
集 編
独立行政法人国立印刷局

- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産四六)
- 原戸籍の一部が滅失した件(法務一八九)
- 戸籍法第百七十七条の二第一項の規定による指定に関する件(同一九〇)
- 高年齢者等職業安定対策基本方針の一部を改正する件(厚生労働一八七)
- 食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録の件(同一八八)

〔政 令〕
〔告 示〕

- 平成十九年能登半島地震による石川県鳳珠郡能登町等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(一六二)
- 温泉法の一部を改正する法律(二二一)
- 利根川水系北千葉導水路に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一九二)
- 利根川水系坂川放水路に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一九三)
- 利根川水系坂川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一九四)
- 利根川水系秋山川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一九五)
- 利根川水系旗川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一九六)
- 利根川水系矢上川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一九七)
- 利根川水系多々良川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一九八)
- 鶴見川水系早瀬川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一九九)
- 鶴見川水系早瀬川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一一〇〇)

- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十一条の規定に基づき、平成十九年能登半島地震による石川県鳳珠郡能登町等に係る激甚災害に関し定めた件(経済産業一三二)
- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(国土交通四九五)
- 航路標識に関する件(海上保安二二一、一二四)
- 水路測量の実施に関する件(同一二五)
- 鶴見川水系鳥山川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一一〇一)
- 利根川水系北千葉導水路に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一一〇一)
- 利根川水系坂川放水路に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一九二)
- 利根川水系坂川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一九三)
- 利根川水系秋山川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一九四)
- 利根川水系旗川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一九五)
- 利根川水系矢上川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一九六)
- 利根川水系多々良川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一九七)
- 鶴見川水系早瀬川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一九九)
- 鶴見川水系早瀬川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一一〇〇)

- 〔官 庁 報 告〕
〔皇 室 事 項〕
〔叙 位・叙 勳〕
- 〔公 聽 会〕
〔勞 働 事 項〕
〔勞 働 保 險 審 査 官 及 び 労 働 保 險 審 査 會 法 第 五 条 の 規 定 に 基 づ く 関 係 事 業 主 を 代 表 す る 者 の 候 補 者 の 推 薦 に つ い て
(厚 生 労 働 省)
- 〔地 方 自 治 事 項〕

- 官 庁
裁判所
破産、免責、特別清算、再生関係
- 財 团 関 係

特 殊 法 人 等
企 業 年 金 基 金 設 立、公 立 学 校 共 济 組 合
定 款 の 一 部 変 更 関 係
地 方 公 共 团 体
公 債 抽 せ ん (東 京 都 区) 関 係
会 社 そ の 他

本日公布された法令の「あらまし」は、
次のページに掲載されています。

第二十一条第一項第一号中「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十六条、第十七条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十九条第四項第一項」を「第十九条第四項第一号」に、「第二十二条、第二十三条第一項」を「第二十二条、第二十三条第一項」に、「第二十七条」を「第二十七条」に改め、同条第二号中「第十五条第三項各号」を「第十九条第三項各号」に、「第十五条第三項各号」を「第十九条第三項各号」に改め、同条第三号中「第十五条第四項第一号」を「第十九条第四項第一号」に改め、同条第四号中「第十五条第四項第一号」を「第十九条第一項」に改め、「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第二十五条とし、第二十条を第二十四条とし、第十九条を第二十二条とする。

第十八条第一項第一号中「第二十二条」を「第二十五条」に改め、同条を第二十二条とし、第十七条を第二十一条とし、第十六条を第二十条とする。

第十五条第四項第二号中「第二十二条（第三号）を除く。」を「第二十五条（第三号）に係る部分を除く。」に改め、同条を第十九条とする。

第十四条第一項中「温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 温泉の成分

二 禁忌症

三 入浴又は飲用上の注意

四 前三号に掲げるもののほか、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの

第十四条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「しよう」と「し、又はその内容を変更しようと」に改め、「ところにより」の下に「あらかじめ」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、政令で定める期間ごとに前項の温泉成分分析を受け、その結果についての通知を受けた日から起算して三十日以内に、当該結果に基づき、第二項の規定による掲示の内容を変更しなければならないとき」を削り、同項以後段として次のように加える。

第十三条を第十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割)

第十六条 前条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合(同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く)又は分割の場合(当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継させる場合に限る)において、当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは(当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは)当該合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

2 第四条第二項及び前条第二項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「次の各号のいずれかに該当する者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継する法人が次の各号のいずれかに該当する場合」と読み替えるものとする。

(温泉の利用の許可を受けた者の相続)

第十七条 第十五条第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)以下この条において同じ)が当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受けた日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第十五条第一項の許可是、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第四条第二項及び第十五条第二項(第三号に係る部分を除く)の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第十五条第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

第二章中第十二条を第十四条とする。

第十一條第一項中「第九条第一項」を「第十一
八条第一項」に改め、同条を第十三条とし、第十一条
を第十二条とする。

第九条第二項中「から前条までの規定は、」を
「について」の下に「第六条から第八条までの規
定は同項の増補又は動力の装置の許可を受けた者
について」を加え、「第六条第一項並びに第七条
第一項第一号」を「第六条、第七条第一項、第八条
第一項並びに第九条第一項第一号」に改め、
同条を第十二条とし、第八条を第十条とする。

第七条第一項に次の二号を加える。

四 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第
三項の規定により付された許可の条件に違反
したとき。

第七条第二項中「又は第三号」を「第三号又
は第四号」に、「公益上」を「温泉の保護その他公
益上」に改め、同条を第九条とする。

第六条を第八条とし、第五条の次に次の二条を
加える。

(土地の掘削の許可を受けた者である法人の合
併及び分割)

第六条 第三条第一項の許可を受けた者である法
人の合併の場合(同項の許可を受けた者である法
人と同項の許可を受けた者でない法人が合併
する場合において、同項の許可を受けた者であ
る法人が存続する場合を除く)又は分割の場合
(当該許可に係る掘削の事業の全部を承継させ
る場合に限る)において当該合併又は分割につ
いて都道府県知事の承認を受けたときは、合併
後存続する法人若しくは合併により設立された
法人又は分割により当該事業の全部を承継した
法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継す
る。

2 第四条第一項(第三号から第五号までに係る
部分に限る)及び第二項の規定は、前項の承認
について準用する。この場合において、同条第
一項中「申請者」とあるのは「合併後存続する
法人若しくは合併により設立される法人又は分
割により当該許可に係る掘削の事業の全部を承
継する法人」と読み替えるものとする。

(土地の掘削の許可を受けた者の相続)

第七条 第三条第一項の許可を受けた者が死亡し
た場合において、相続人(相続人が二人以上あ
る場合において、その全員の同意により当該許
可に係る掘削の事業を承継すべき相続人を選定

したときは、その者。(以下この条において同じ。)が当該許可に係る掘削の事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その後承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受けた日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対して第三条第一項の許可是、その相続人に對してしたものとみなす。

3 第四条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)及び第二項の規定は、第一項の承認について適用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人係る第三条第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

(施行期日)
(附 則)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(温泉成分分析に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の温泉法(以下「旧法」という。)第十四条第一項の規定による掲示が、温泉法の一部を改正する法律(平成十三年法律第七十二号)附則第五条の規定の適用を受けて、旧法第十四条第二項の登録分析機関の行う同項の温泉成分分析の結果に基づかないでされていた場合であつて、当該掲示が、同項の登録分析機関の行う同項の温泉成分分析と同等以上の信頼性を有するものとして環境省令で定める温泉の成分についての分析及び検査の結果に基づいてされていた場合には、当該分析及び検査を同項の登録分析機関の行つた同項の温泉成分分析とみなして、この法律による改正後の温泉法(以下「新法」という。)第十八条第二項及び第三項の規定を適用する。

2 新法第十八条第三項の規定は、この法律の施行の際現に温泉を公共の浴用又は飲用に供している者であつて、平成二十一年十二月三十一日までに同項の規定に基づき同条第二項の温泉成分分析を受けなければならぬこととなるものについては、同日までは、適用しない。

(政令への委任)
第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部改正)

第五条 伊東国際観光温泉文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

環境大臣 若林 正俊
内閣総理大臣 安倍 駿三

政令

平成十九年能登半島地震による石川県鳳珠郡能登町等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年四月二十五日 内閣総理大臣 安倍 駿三

政令第二百六十二号

平成十九年能登半島地震による石川県鳳珠郡能登町等の区域に係る災害についての特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第二百五十号)第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政

援助等に関する法律(昭和三十七年法律第二百五十号)第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に對処するための特別の財政援助等に關する法律(以下「法」という。)第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
イ 石川県鳳珠郡能登町	法第三条から第六条まで及び第二十四条までに規定する措置
ハ 石川県輪島市、羽咋郡志賀町及び鳳珠郡穴水町	法第三条、第四条、第十二条、第十三条並びに第十二条、第十三条及び第十四条に規定する措置
二 石川県珠洲市	法第三条から第六条まで及び第十二条、第十三条及び第十四条に規定する措置
	法第五条から第四项まで第六条及び第七条に規定する措置

○農林水産省令第四十六号
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第二百七十五号)第十六条第一項及び第十九条の十二の規定に基づき、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年四月二十五日 農林水産大臣 松岡 利勝

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十条第五号中「及び生産情報公表農産物」を「生産情報公表農産物及び生産情報公表加工食品」に改める。

第七十二条の表に次のように加える。

生産情報公表加工食品
一 生産情報の公表が取りやめられること。
二 公表されている生産情報が当該生産情報公表加工食品に係る生産情報であることが明らかでなくなること。

生産情報公表加工食品
三 公表されている生産情報が事実に反していること。
四 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。

省令

○法務省告示第百八十九号
秋田県山本郡三種町役場保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成十九年五月二十五日までに同町長に対して、次の手続をしてください。

一 当該原戸籍に關係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
二 前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に關する證明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

一 申出は、口頭でも差し支えない。
二 申出の手続について分からぬことがあれば、三種町役場又は秋田地方法務局能代支局に照会すること。

平成十九年四月二十五日 法務大臣 長勢 基遠

○法務省告示第百九十九号
戸籍法第二百七十七条の二第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成十九年五月十二日から効力を生ずる。

香川県木田郡三木町長 法務大臣 長勢 基遠

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第百八十七号
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第六条第一項の規定に基づき、高年齢者等職業安定対策基本方針(平成十七年厚生労働省告示第二百五号)の一部を次のように改正し、同条第五項において準用する同条第四項の規定により告示する。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫